

甲府市レジオネラ症発生防止対策指針

(目的)

第1 この指針は、第2第1号に規定する入浴施設を原因とするレジオネラ症の患者の発生を防止するため、入浴施設の営業者（以下「営業者」という。）が講ずるべき措置の基準等について定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入浴施設 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち、レジオネラ症発生防止対策に関し条例の適用を受けない施設をいう。ただし、家庭風呂程度の規模で1回使用するごとに完全に換水する施設を除く。
- (2) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (3) 完全換水 浴槽水を浴槽から完全に排出し、その全部を入れ替えることをいう。
- (4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (5) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (6) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (7) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (8) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。
- (9) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。
- (10) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (11) 循環式浴槽 温泉水や水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。
- (12) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管をいう。
- (13) 調節箱 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。
- (14) 回収槽 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）を回収する槽をいう。
- (15) 気泡発生装置等 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。

(営業者が講ずるべき措置の基準)

第3 営業者が講ずるべき措置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 水質の基準 別表第1
- (2) 施設管理の基準 別表第2
- (3) 構造設備の基準 別表第3

(水質検査)

第4 別表第1に規定する水質の基準への適合性を確認するために営業者が自主的に行う水質検査(以下「自主検査」という。)の頻度は、毎日完全換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水にあつては1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上)とする。

2 営業者は、自主検査の記録を検査の日から3年間保管するとともに、その結果書を脱衣場等の入浴施設利用者が見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

(改善措置)

第5 営業者は、自主検査の結果、水質基準を逸脱したことが判明した場合は、別表第4に定める改善措置を講ずるとともに、必要に応じ、保健所長の助言を受けるものとする。

2 営業者は、入浴施設の利用者等にレジオネラ症の患者又はその疑いのある者が発生した場合は、保健所長に連絡し、その指示に従うものとする。

(報告)

第6 営業者は、第3に規定する措置の基準の遵守状況並びに第4に規定する水質検査及び第5に規定する改善措置の実施状況に関し、保健所長から求めがあつた場合は、これを速やかに報告するものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この指針は、令和4年10月1日から適用する。
- 3 この指針は、令和5年4月1日から適用する。
- 4 この指針は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3関係） 水質の基準

1 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯の水質基準

	項 目	基 準 値
(1)	色度	5度以下であること。
(2)	濁度	2度以下であること。
(3)	pH値	5.8以上8.6以下であること。
(4)	有機物（全有機炭素（TOC）の量）（(5)の項に掲げる場合を除く。）	1リットル中3ミリグラム以下であること。
(5)	過マンガン酸カリウム消費量（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により(4)の項を適用することが適当でないとする場合に限る。）	1リットル中10ミリグラム以下であること。
(6)	大腸菌	検出されないこと。ただし、海水を含む検体で検出された場合にあつては、ダラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養してガス産生が認められないこと。
(7)	レジオネラ属菌	検出されないこと（100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。）。

注1： 温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めるときは、上表の(1)の項から(5)の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

注2： 検査方法は、甲府市公衆浴場法施行細則第8条第1項の表の例による。

2 浴槽水の水質基準

	項 目	基 準 値
(1)	濁度	5度以下であること。
(2)	有機物（全有機炭素（TOC）の量）（(3)の項に掲げる場合を除く。）	1リットル中8ミリグラム以下であること。

(3)	過マンガン酸カリウム消費量（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により(2)の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。）	1リットル中25ミリグラム以下であること。
(4)	大腸菌	1ミリリットル中1個以下であること。
(5)	レジオネラ属菌	検出されないこと（100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。）。

注1： 温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めるときは、上表の(1)の項から(3)の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

注2： 検査方法は、甲府市公衆浴場法施行細則第8条第2項の表の例による。

別表第2（第3関係） 施設管理の基準

- 1 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水は、別表第1に規定する基準に適合するよう水質を管理すること。
- 2 貯湯槽を設ける場合は、次のとおりとすること。
 - (1) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、最大使用時においても55℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
 - (2) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。
 - (3) 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。
- 3 浴槽水は、常に満杯状態を保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄を保つこと。
- 4 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設けて浴槽水をろ過する浴槽にあつては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- 5 ろ過器を設けて浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
 - (1) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
 - (2) 循環配管は、図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去するよう努めるとともに、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去することに加え、1年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。
 - (3) 集毛器は、毎日清掃及び消毒をし、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
 - (4) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用すること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。
 - (5) 塩素系薬剤を浴槽水の消毒に使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、通常1リットル中に0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。ただし、結合塩素のモノクロラミンを使用する場合は、結合残留塩素として1リットル中に3ミリグラム程度を保つこと。
 - (6) 塩素系薬剤等はろ過器の直前に投入し、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- 6 浴槽に湯水があるときは、ろ過器（ろ過器を設ける場合に限る。）及び消毒装置を常に作動させること。
- 7 屋外の浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。
- 8 回収槽内の水を浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒すること。
- 9 水位計を設ける場合は、少なくとも週に1回、適切な方法で配管内の生物膜を除去す

ること。

- 10 気泡発生装置等を設ける場合は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。
- 11 シャワー設備を設ける場合は、次のとおりとすること。
 - (1) 少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。
 - (2) シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、1年に1回以上洗浄により内部の汚れ及び水垢を除去し、消毒を行うこと。
- 12 調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。
- 13 脱衣場等の入浴施設利用者が見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意喚起すること。
- 14 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保存すること。この場合において、点検表は、別添「自己点検表」を参考にすること。
- 15 新規に営業を開始するとき及び営業を休止した後に営業を再開するときは、配管等の設備を十分に消毒すること。

別表第3（第3関係） 構造設備の基準

- 1 貯湯槽を設ける場合は、次のとおりとすること。
 - (1) 貯湯槽は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55℃以上に保つ能力を有する加温装置を備え、これにより難い場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。
 - (2) 完全に排水できる構造とすること。
- 2 浴槽水を再利用する場合は、ろ過器を設けること。
- 3 ろ過器を設置する場合は、次のとおりとすること。
 - (1) ろ過器は、浴槽ごとに設けるよう努めること。
 - (2) ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆清浄又は交換が行えるものであること。
 - (3) ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
 - (4) 浴槽における原湯及び原水も注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
 - (5) 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
 - (6) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- 4 循環式浴槽にあっては、浴槽水の誤飲及び取水口での吸引事故を防止するための措置が講じられていること。
- 5 オーバーフロー水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管（オーバーフロー水を回収槽に導く配管をいう。）を直接循環配管に接続しない構造とし、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造とし、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒できる設備を設けること。
- 6 屋外に浴槽を設ける場合は、その浴槽内の湯水は配管等を通じて屋内の浴槽に混じることのない構造であること。
- 7 配管内の浴槽水を完全に排水できる構造であること。
- 8 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造とし、又は配管等を要しないセンサー方式とすること。
- 9 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、次のとおりとすること
- 10 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- 11 屋外に浴槽を設ける場合は、その浴槽内の湯水が配管等を通じて屋内の浴槽に混じることのない構造であること。

別表第4（第5関係） 改善措置

- 1 「レジオネラ属菌」が不適合の場合
 - (1) ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。
 - (2) ろ過器及び循環配管を、適切な消毒方法で消毒し生物膜を除去する。
 - (3) 集毛器及び回収槽を、清掃し消毒する。
 - (4) 浴槽及び浴室内の入浴者が直接接触する場所を、清掃し消毒する。
 - (5) 浴槽水を、完全換水する。
 - (6) 気泡発生装置等及び打たせ湯を、清掃・消毒等が終了し再度の水質検査で適合するまでの間停止する。
 - (7) その他必要な措置を講ずる。
- 2 「濁度」又は「過マンガン酸カリウム消費量」が不適合の場合
 - (1) ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。
 - (2) 必要に応じ、浴槽水を、完全換水する。
 - (3) その他必要な措置を講ずる。
- 3 「大腸菌」が不適合の場合
 - (1) 浴槽水の消毒を、徹底する。
 - (2) 必要に応じ、ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。
 - (3) 必要に応じ、浴槽水を、完全換水する。
 - (4) その他必要な措置を講ずる。